

「三重県小児科医会会報への論文掲載、査読についての編集委員会の考え」

1. 例会の一般演題で発表された内容は、従来と同様に同例会後に発行される会報に論文として掲載する。
2. 上記1の論文は原則として査読を実施する。ただし、著者の査読希望がない場合や論文提出が締め切りに間に合わない場合などは、非査読での掲載も可とするが、その場合は小児科専門医取得時に必要な論文とすることはできない。
3. 上記1の論文投稿時期は例会終了後1週間以内とする。論文作成は投稿規定に沿って行う。査読を希望しない論文の場合は、編集委員長から指定された締め切り日までに投稿するものとし、内容は従来と同様の比較的簡潔なものでも可とする。
4. 例会の発表と関係なく、随時論文を受け付ける。この場合はすべて査読を実施し、掲載された論文は小児科専門医取得時に必要な論文とすることが可能である。
5. 査読者は編集委員に限らず、論文の内容を考慮して編集委員長が依頼する。